

昭和五十三年自治省令第二十一号

職員団体等に対する法人格の付与に関する法律施行規則

(認証の申請)

第一条 職員団体等は、職員団体等に対する法人格の付与に関する法律（以下「法」という。）第四条の規定に基づき、規約について認証を受けようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した申請書及び規約二通を認証機関に提出しなければならない。

一 名称（連合団本である職員団本等を除いては、当該職員団本等及び当該職員団本等を直接又は間接に構成する団本の名称）

二
主たる事務所の所在地（連合団体である職員団体等につては、当該職員団体等及び当該職員団体等を直接又は間接に構成する団体の主たる事務所の所在地）

理事その他の役員の氏名及び住所

四 職員団体等の構成員の総数並びに構成員の総員中の国家公務員法（昭和二十二年法律第二百二十号）第八条の第一項の職員の数、裁判所職員（裁判官及び裁判官の秘書官を除く。）の数及び

地方公共団体ごとの地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十二号）第五十二条第一項の職員の数

第三項職員回復等が該第二項第一項又は第四項の職員回復等で該各旨

(詩話)

認証機関は、法第五条の規定に基づき、職員団体等の規約を認証したときは、その旨を当該職員団体等に書面で通知しなければならない。

(規約の変更の届出)

第三条 职员

を添付して行わなけ

(証言の取消し)

認証機関は、法第八条第一項

附則

この規則は、昭和五十三年九月八日から施行する。

11